

2012年1月

『スリー スターズ ネオ』
無配当積立利率変動型一時払年金保険(05)(米ドル建・ユーロ建・豪ドル建・円建)
ご契約者各位

ジブラルタ生命保険株式会社
(旧エイアイジー・スター生命保険株式会社)

本資料をご覧いただく際の留意事項

旧エイアイジー・スター生命保険株式会社（以下、旧スター生命）は、2012年1月1日をもちまして、旧AIGエジソン生命保険株式会社とジブラルタ生命保険株式会社との3社合併により、社名を『ジブラルタ生命保険株式会社』へ変更いたしました。

本資料は、旧スター生命が過去に金融機関募集代理店を通じて販売していた商品の当時のパンフレットであり、ご契約者向けに掲載しているものです。

[注] 現在、本商品は新規の販売を停止しております。

合併に伴う、ご契約者の保険契約内容の変更はございません。また、合併に伴い、ご契約者にお手続きをいただくことは一切ございません。

本商品のご契約内容に関するご照会、積立利率・為替レート等のご確認は、下記までお願いいたします。

引受保険会社
ジブラルタ生命保険株式会社

コールセンター
(旧スター生命専用ダイヤル)



0120-887-987

受付時間 平日9:00~18:00
(土日・祝・12/31~1/3を除く)
携帯・PHSからもご利用いただけます。
本社 〒100-8953 東京都千代田区永田町2-13-10

**ご契約の際には「契約締結前交付書面(契約概要/注意喚起情報)・個人情報に関する重要事項」
「ご契約のしおり・約款」を必ずご覧ください。**

「契約締結前交付書面(契約概要/注意喚起情報)・個人情報に関する重要事項」・「ご契約のしおり・約款」はご契約に伴う大切な事項、必要な知識などについてご説明しています。必ずご一読のうえ、大切に保存してください。

「**契約締結前交付書面**」には「**契約概要**」、「**注意喚起情報**」が記載されています。

記載事項例(注意喚起情報)

- ご契約申込みの撤回等(クーリング・オフ)について
- 職業などの告知義務について
- 死亡給付金をお支払いできない場合
- 解約と解約返戻金について

生命保険募集人について

生命保険募集人(募集代理店)は、お客様とエイアイジー・スター生命の保険契約締結の媒介を行うもので、保険契約締結の代理権はありません。したがって、保険契約は、お客様からの保険契約申込みに対して、エイアイジー・スター生命が承諾したときに有効に成立します。生命保険の募集は、保険業法に基づき登録された生命保険募集人のみが行うことができます。なお、生命保険募集人の権限などに関しまして確認をご希望の場合には、下記までお問い合わせください。生命保険募集人は、複数の保険会社の商品を取り扱っている場合があります。くわしくは、担当の生命保険募集人にお問い合わせください。

【お問合せ先】エイアイジー・スター生命 ファイナンシャルサービスセンター 0120-887-987
【お問合せ時間】月曜日～金曜日 9時～18時(祝日および12月31日～1月3日を除きます)

生命保険契約者保護機構について

エイアイジー・スター生命は、「生命保険契約者保護機構」に加入しています。保険会社の業務または財産の状況の変化により、ご契約時にお約束した保険金額、年金額、給付金額などが削減されることがあります。なお、生命保険契約者保護機構の会員である生命保険会社が経営破綻した場合、生命保険契約者保護機構により保険契約者保護の措置が図られることがありますが、この場合にも、ご契約時の保険金額、年金額、給付金額などが削減されることがあります。詳細につきましては生命保険契約者保護機構(TEL 03-3286-2820 ホームページアドレス <http://www.seihohogo.jp/>)までお問い合わせください。

ご契約お申込みの撤回等(クーリング・オフ)について

無配当積立利率変動型一時払年金保険(05)(米ドル建・ユーロ建・豪ドル建・円建)「スリー スターズ ネオ」は、ご契約お申込みの撤回等(クーリング・オフ)をすることができます。くわしくは「ご契約のしおり・約款」をご確認ください。

保険契約をお引受けできない場合等について

保険料をお払い込みいただいた後、ご契約をお引受けできないことが判明した場合などには、ご契約いただいた通貨で一時払保険料を返金いたします。この場合、為替リスクが生じる可能性があります。なお、このような為替リスクはお客様に帰属します。

預金等との違いについて

当年金保険はエイアイジー・スター生命を引受保険会社とする生命保険です。当社は生命保険契約者保護機構に加入しておりますが、預金保険機構ならびに日本投資者保護基金の対象金融機関ではありません。

保険料の借入を前提としたご契約について

この保険商品の保険料に充当するために、金融機関などからの借入を前提としてお申込みの場合、ご契約のお引受けはできません。

配当金について

この保険商品に配当金はありません。

積立利率、為替レート等は以下の方法でご確認いただけます。

- お電話で
エイアイジー・スター生命 ファイナンシャルサービスセンター
0120-887-987
●オペレーター受付時間：月曜日～金曜日 9時～18時
(祝日および12月31日～1月3日を除きます)
●自動音声/ファックスサービス受付時間：24時間 365日

- インターネットで
<http://www.aigstar-life.co.jp/kojin/products/nenkin/threestarsneo/index.html>
●積立利率は毎月15日と末日(同日が土・日曜日、祝日または年末の場合には前営業日)に見直され、翌営業日のご契約から適用されます。

この保険商品のご契約の検討にあたっては、必ず、無配当積立利率変動型一時払年金保険(05)(米ドル建・ユーロ建・豪ドル建・円建)販売資格を持った生命保険募集人にご相談ください。

ご契約いただいた個人年金保険は、お客様とご家族にとって大切な財産となります。ぜひ最後までご継続ください。

(お問合せ、ご照会)
■募集代理店

(ご契約後のご照会)
■引受保険会社



エイアイジー・スター生命保険株式会社
東京都墨田区太平4-1-3 オリナタワー
<http://www.aigstar-life.co.jp>

ファイナンシャルサービスセンター **0120-887-987**

- オペレーター受付時間：月曜日～金曜日 9時～18時(祝日および12月31日～1月3日を除きます)
- 自動音声/ファックスサービス受付時間：24時間 365日

エイアイジー・スター生命は、プルデンシャル・ファイナンシャルの一角です。AIGの許可を受けて社名に「AIG(エイアイジー)」を当面継続して使用しますが、当社とAIGは経営上の関係はありません。

登録番号 AIGスター-A-11-32(2011年4月改訂)PE MC29503

エイアイジー・スター生命の定額個人年金保険

スリー スターズ ネオ
Three Stars Neo

据置タイプ・自動引出タイプ



無配当積立利率変動型一時払年金保険(05)(米ドル建・ユーロ建・豪ドル建・円建)

この「商品パンフレット」では、特に重要な事項(リスク情報、諸費用)を赤字で記載しています。ご検討にあたっては必ずご確認ください。

募集代理店

引受保険会社



改訂 2011年4月

(円固定用)



より上質な時間をお謳歌する。

C o n t e n t s

商品概要(据置タイプ).....3
 商品概要(自動引出タイプ).....5
 ご確認いただきたい事項.....7
 年金の種類と受取方法.....8
 据置期間の延長、その他.....9
 保障機能とご相続発生時の資産承継方法.....11
 各種お取扱い.....12
 税務のお取扱い.....14

Three Stars Neo

趣味、家族、友人……
 大切にしたいこと、
 楽しみたいことが
 たくさんありませんか？



毎 月一度は2人でディナーを楽しみたい。



こ だわりのある通な生き方を楽しみたい。



資 産を減らさずに現在を楽しみたい。



セ カンドライブを家族とともに楽しみたい。



友 人たちとの付き合いを楽しみたい。

目的にあわせて運用タイプをお選びいただけます。

将来に向けて
 資産を大きく育てたい方

据置期間満了まで積立金を
 運用いただける「据置タイプ」を
 おすすめします。

※くわしくは3～4ページをご覧ください。

今を楽しみながら
 資産を守りたい方

定期的に運用益をお受け取りいただける
 「自動引出タイプ」を
 おすすめします。

※くわしくは5～6ページをご覧ください。

あなたご自身のために、あなたの楽しみのために、
 「スリー スターズ ネオ」がお手伝いいたします。

3つの外貨と円貨(米ドル・ユーロ・豪ドル・円)を自由に組み合わせて、目的にあわせた資産運用が実現できます。

特長 1

世界の通貨をラインアップ

「スリー スターズ ネオ」でご用意した通貨は米ドル・ユーロ・豪ドル・円の4つのラインアップ。ひとつの通貨をお選びいただくことも複数の通貨を組み合わせることも可能です。

特長 2

固定利率による安定運用

契約当初の積立利率を固定(3~10年)することにより、将来のライフプランを着実にサポートします。

※積立利率は、月2回、その時点での市場環境を考慮したうえで決定されますが、米ドル、ユーロ、豪ドルは年1.25%、円は年1.00%が最低保証されます。
※ご選択いただける据置期間は通貨により異なります。

特長 3

円貨でのお払込みも可能

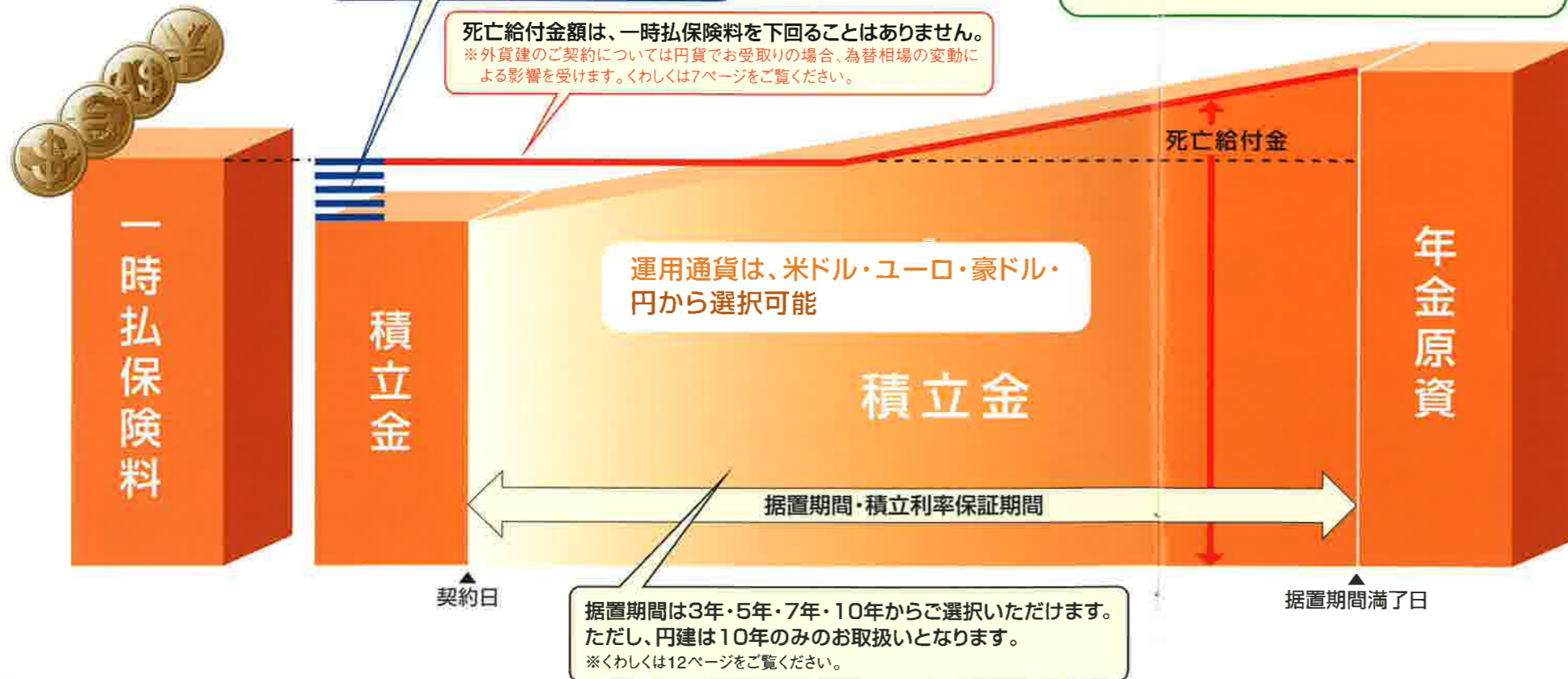
「円換算 入金特約」を付加し、「保険料等円換算額を定める場合の特則」を適用することにより、外貨建て運用する場合でも円貨でのお払込み金額を定めてご契約することが可能です。

■外貨建て 保険料の計算基準日: 払込日(エイアイジー・スター生命が保険料等円換算額の着金を確認した日)
■円換算 入金特約用為替レート: エイアイジー・スター生命所定のレート(ただし、エイアイジー・スター生命が指標として指定する金融機関のTTSを上限とします)

※「円換算 入金特約」を付加する場合、「保険料等円換算額を定める場合の特則」も同時に適用されます。
※「円換算 入金特約用為替レート」の確認方法は裏表紙をご覧ください。
※この場合の一時払保険料は保険料等円換算額を着金日の「円換算入金特約用為替レート」で外貨に換算した額となります。

据置タイプのイメージ図

3つの外貨と円貨から運用通貨を選択可能



用語のご説明

- ① 据置期間とは: ご契約日から年金開始日の前日までの期間のことです。ただし、年金開始日の繰延べが行われた場合は、繰延べ前の年金開始日の前日までの期間となります(年金開始日の繰延べについて、くわしくは10ページをご覧ください)。
- ② 積立利率保証期間とは: ご契約時または据置期間の延長時に設定された積立利率での運用を保証する期間のことです。ご契約時または据置期間の延長時に契約者にご選択いただけます。
- ③ 積立利率とは: 積立金(一時払保険料から所定の費用が控除されたもの)に付利する利率をいい、積立利率保証期間中は一定です。積立利率は積立利率保証期間および通貨により異なります。なお、積立利率は一時払保険料に付利する利率ではありませんのでご注意ください。
※積立利率の確認方法は、裏表紙をご覧ください。
- ④ 実質利率とは: 一時払保険料をもとに据置期間満了時の積立金から算出した年換算利率(年複利)をいいます。一時払保険料に対する実質の運用利回りを表しています。
※積立利率・実質利率は通貨・据置期間・積立利率保証期間の組み合わせによりそれぞれ異なります。
- ⑤ 保険料等円換算額とは: 「円換算入金特約」を付加、「保険料等円換算額を定める場合の特則」を適用することにより、外貨建て運用する場合でも、円貨でのお払込み金額を定めてご契約することが可能です。この場合にお払込みになる円貨の金額を「保険料等円換算額」といいます。なお、お払込みになった保険料等円換算額は「円換算入金特約用為替レート」にて運用通貨(約定通貨)建に計算され、一時払保険料に充当されます。

据置期間満了後は将来のために、〈資産の使い方〉〈守り方〉をお選びいただけます。

将来のご計画にあわせて、以下からご選択いただけます。

- ① 据置期間の延長
- ② 年金受取
- ③ 一括受取
- ④ その他(一部延長、積立金移転など)

※くわしくは8~10ページをご覧ください。

据置期間の延長

さらに運用をお続けになりたい方におすすめいたします。
※くわしくは9ページをご覧ください。

年金受取

資産を安定させ、定期的な収入を確保したい方におすすめいたします。
※くわしくは8ページをご覧ください。

一括受取

年金に代え、一括でのお受取りも可能です。
※くわしくは8ページをご覧ください。

ユニットシステムについて

通貨分散や据置タイプ・自動引出タイプの併用など、最大10ユニットの組み合わせが可能です。

「ユニットシステム」とは、複数契約を1つにまとめ、一括してご加入いただけるシステムです(1つ1つのご契約をユニットといいます)。これにより、1枚の申込書で複数の通貨・期間・受取方法を組み合わせることができ、1枚の保険証券で複数のご契約を管理することができます。

※通貨・据置期間・積立利率保証期間・年金受取方法および自動引出特約付加の有無がすべて同じユニットを複数申し込むことはできません。

ご確認ください!

- 最低一時払保険料は、外貨建は1万通貨単位、円建は100万円となります。
※「円換算入金特約」を付加、「保険料等円換算額を定める場合の特則」を適用した場合、一時払保険料は、保険料等円換算額を着金日の「円換算入金特約用為替レート」で外貨に換算して1万通貨単位以上となる必要があります。例えば、1米ドル=90円の場合、最低一時払保険料円換算額は90万円(1万米ドル相当額)となります。なお、保険料等円換算額は1万円単位となります。
- 最高一時払保険料、ご契約年齢、ご契約時に選択できる据置期間について、くわしくは、12ページをご覧ください。
- 「積立利率」は月2回(15日・末日)見直され、ご契約時にはご契約日時点で設定されている積立利率が適用されます。
- 一時払保険料の通貨とお受取りいただく際の通貨が異なる場合などは、為替相場の変動による影響を受けるため、お受取額を一時払保険料をお払い込みいただいた通貨に換算した場合、その金額は、お払い込みいただいた一時払保険料を下回ることがあります。

ご契約時にかかる費用

ご契約時一時払保険料から保険契約の締結に必要な費用(下記の費用率で計算された金額)が差し引かれます。

据置期間	3年	5年	7年	10年
費用率*	3.0%	4.0%	5.0%	5.5%

*一時払保険料に対する割合

自動引出特約を付加することにより、定期的に (毎月または年1回) 円貨で運用益をお受取りいただけます。

この特約を付加する場合、ご契約時にかかる費用に加えて、積立利率から年0.09%の費用率が差し引かれます。

据置タイプ (3~4ページ) の特長に加えて以下の特長があります。

特長 1

毎月または年1回のお受取りが可能

「自動引出特約」の付加により、最短でご契約の翌月から自動引出金 (運用益) のお受取りが可能です (毎月お受取りの場合)。自動引出金のお受取りは年12回 (毎月)、または年1回 (毎年) からお選びいただけます。

※積立利率保証期間中に受取回数を変更することはできません。
※自動引出日は毎月または毎年の契約応当日、据置期間満了時となります。
着金日は自動引出日から5営業日以内となります。

特長 2

運用益は円貨でお受取り

「円換算支払特約」の付加により、据置期間中、自動引出金を円貨でお受取りいただけます。

※自動引出金のお受取りは円貨のみとなります。
※ご契約いただいた通貨が外貨建の場合、円貨に換算してお支払いするため、自動引出時には為替リスクがあります。

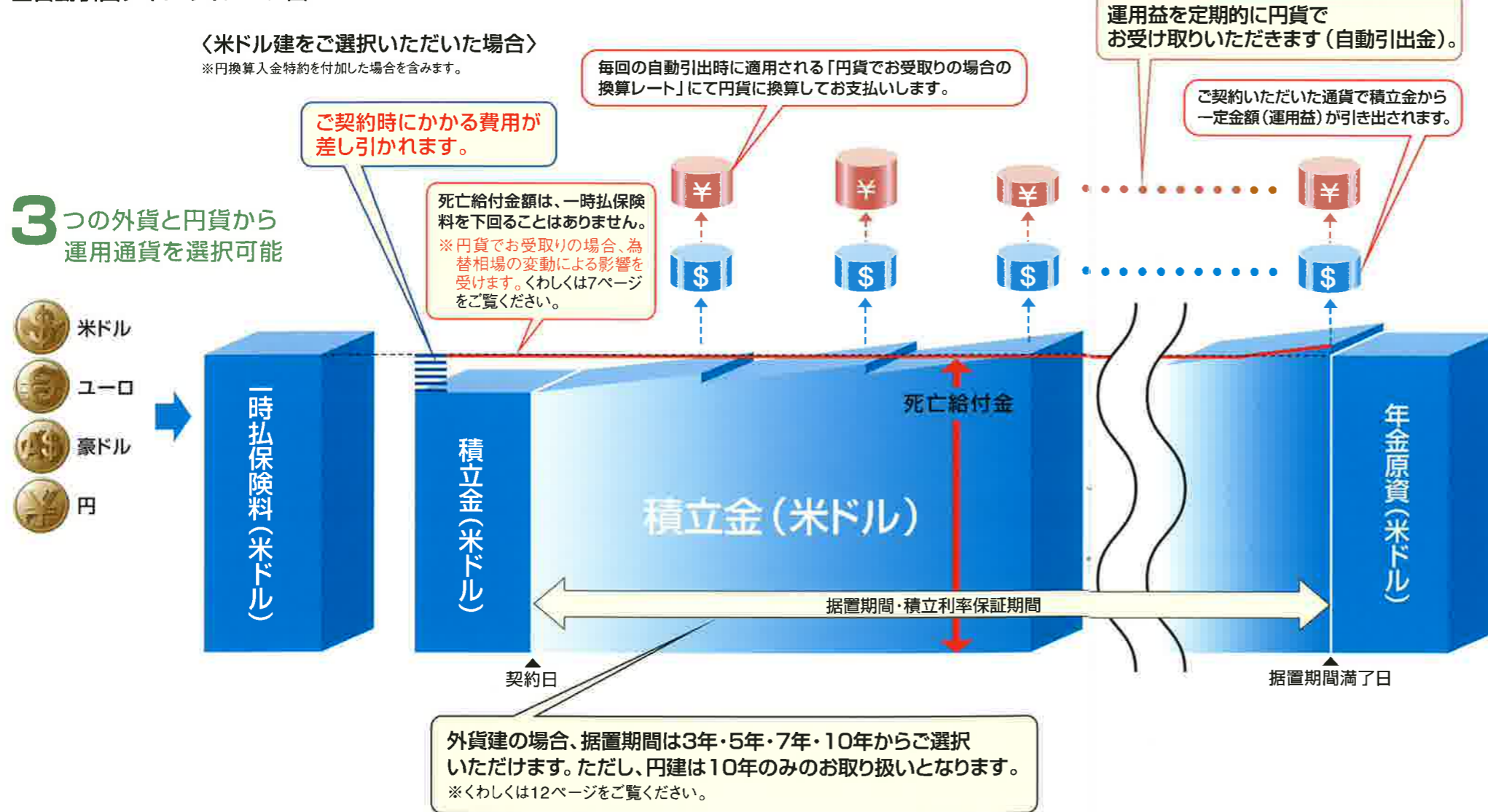
特長 3

自動引出金受取後も一時払保険料を保証

年金原資額は一時払保険料と同額となりますので、据置期間満了時の年金原資額が一時払保険料を下回ることはありません。

※一時払保険料の通貨とお受取りいただく際の通貨が異なる場合などは、為替相場の変動による影響を受けます。

■自動引出タイプのイメージ図



据置期間満了後は将来のために、〈資産の使い方〉〈守り方〉をお選びいただけます。

将来のご計画にあわせて、以下からご選択いただけます。

- ①据置期間の延長
- ②年金受取
- ③一括受取
- ④その他 (一部延長、積立金移転など)

※くわしくは8~10ページをご覧ください。

据置期間の延長 ※くわしくは9ページをご覧ください。

年金受取 ※くわしくは8ページをご覧ください。

一括受取 ※くわしくは8ページをご覧ください。

■自動引出のしくみ

●自動引出特約を付加した場合、ご契約いただいた通貨で積立金から一定金額が引き出されます (外貨建の場合は円換算した金額をお支払いします)。そのため、積立金額は引出時に減少し、その後、残りの積立金をもとに運用されることになります。

●自動引出金額は、積立利率から所定の費用率を差し引いた利率で運用することで得られる予定の運用益を定期的に受け取ることで、据置期間満了時の積立金額が一時払保険料と同額になるように計算されています。

ご確認ください!

●最低一時払保険料は自動引出金の受取回数に応じて、以下のとおりとなります。

受取回数	最低一時払保険料
年12回 (毎月)	外貨建は3万通貨単位、円建は300万円
年1回 (毎年)	外貨建は1万通貨単位、円建は100万円

※「円換算入金特約」の付加、「保険料等円換算額を定める場合の特則」を適用した場合、一時払保険料は、保険料等円換算額を着金日の「円換算入金特約用為替レート」で外貨に換算してそれぞれ3万通貨単位 (年12回受取)、1万通貨単位 (年1回受取) 以上となる必要があります。なお、保険料等円換算額は1万円単位となります。

●最高一時払保険料、ご契約年齢、ご契約時に選択できる据置期間について、くわしくは12ページをご覧ください。

●自動引出の際には市場価格調整は行われません。

●外貨建でご契約の場合、毎回の自動引出時に円換算支払特約が付加され、自動引出金はすべて円貨でのお受取りになります。毎回の自動引出時に適用される「円貨でお受取りの場合の換算レート (円換算支払特約用為替レート)」により円貨での自動引出金額は異なります。

※くわしくは12ページをご覧ください。

自動引出特約の付加時期

この特約は、ご契約時および積立利率保証期間更改時 (据置期間の延長時) のみ付加することが可能です。積立利率保証期間中に特約を付加することはできません。

自動引出特約にかかる費用

この特約を付加する場合、年齢・据置期間・通貨にかかわらず費用として積立利率から年0.09%の費用率が差し引かれます。このため、3~4ページに記載の最低保証利率を下回る場合があります。

※適用される積立利率、一時払保険料の通貨とお受取りいただく際の通貨が異なる場合のご確認事項、ご契約時にかかる費用、用語のご説明などについては3~4ページをご覧ください。

用語のご説明

年換算運用利回り (参考値) とは: 毎年または毎月の自動引出金額の1年 (12ヵ月) 分を一時払保険料で除したものをいい、外貨建でご契約の場合は、外貨建の自動引出金額の1年 (12ヵ月) 分を外貨建の一時払保険料で除したものとなります。

ご契約に際してお客様にご負担いただく費用およびリスク等について

無配当積立利率変動型一時払年金保険(05)(米ドル建・ユーロ建・豪ドル建・円建)「スリー スターズ ネオ」には以下の費用がかかります。また、以下のリスクがありますので、「ご契約のしおり・約款」とあわせて必ずご確認ください。

ご契約者または受取人にご負担いただく費用について

■ご契約時にかかる費用

ご契約時に、一時払保険料から保険契約の締結に必要な費用(右記の費用率で計算された金額)が差し引かれます。

据置期間	3年	5年	7年	10年
費用率	3.0%	4.0%	5.0%	5.5%

■据置期間中にかかる費用

指標金利の平均値に通貨により最大0.5%を増減させた率から、死亡保障に備えるための死亡保障費率、保険契約の締結・維持に必要な費用としてそれぞれ新契約費率、維持費率および積立利率を最低保証するための保証費率が差し引かれます(合計0.6%)。積立利率はこの費用が差し引かれた後の率となります。

■据置期間の延長時にかかる費用

据置期間の延長時に、延長前の積立金額から据置期間の延長に必要な費用(右記の費用率で計算された金額)が差し引かれます。

据置期間	3年	5年	7年	10年
延長時費用率	2.0%	3.0%	4.0%	4.5%

■年金支払期間中の費用

年金支払開始以後、年1回、費用(年金額の1.0%)が差し引かれます。なお、設計書に記載の年金額は、上記費用を反映した後の金額となります。

■自動引出特約にかかる費用

特約を付加する場合、積立利率から年0.09%の費用率が差し引かれます。

■外貨の取扱いに必要な費用

- 外貨建の保険料を円貨でご用意される場合や、外貨建の年金・死亡給付金等を円貨でお受取になる場合には手数料がかかります。
 - ・「円換算入金特約」を付加して外貨建の保険料を円貨でご用意される場合は、為替手数料として、1米ドル・1ユーロ・1豪ドル当り50銭がかかります。(2010年1月現在。将来見直される場合があります。)
 - ・「円換算支払特約」「円建年金移行特約(年金保険用)」等を付加して外貨建の年金・死亡給付金等を円貨でお受取になる場合には、為替手数料として、1米ドル・1ユーロ・1豪ドル当り5銭がかかります。(2010年1月現在。将来見直される場合があります。)
- その他に以下の費用がかかります。
 - ・外貨建の保険料等を送金していただく場合は、金融機関が定める手数料がかかります。
 - ・円建の保険料または「円換算入金特約」の付加により外貨建の保険料を円貨で送金していただく場合の手数は会社が負担しますが、正しい金額にて送金がなされず、不足額を送金していただく場合は、金融機関が定める手数料がかかります。
 - ・年金・死亡給付金等を外貨でお受取になる場合は、金融機関によってはお受取時に手数料がかかる場合があります。

■解約時にかかる費用

契約を途中で解約(または減額)されたときは、市場金利(金利スワップレートまたは国債レート)等に応じて計算される市場価格調整により算出した額が差し引かれる場合があります。

- 市場価格調整(MVA = Market Value Adjustment)は、市場金利・経過期間等に応じて計算し、±20%の範囲内で運用資産(解約返戻金に対応する資産)の価格変動を反映させるしくみです。適用される積立利率が解約(または減額)日に計算される積立利率+0.3%より低いときは解約返戻金は減少します。

- *解約返戻金は各ユニットそれぞれについて計算します。
- *市場金利は各通貨ごとに定められる指標金利から計算される積立利率をさします。
- *積立利率計算基準日に解約された場合、市場価格調整を行いません。
- *市場価格調整がマイナス(-)の場合、解約返戻金額は市場価格調整により増加します。
- *詳しくは、「ご契約のしおり・約款」をご覧ください。

市場・為替の変動により損失が生じるおそれがある場合について

■市場リスク

契約を途中で解約されたときは、市場金利の動向に応じた市場価格調整が行われ、解約返戻金額が一時払保険料を下回る場合があります。この市場リスクはご契約者に帰属します。

■為替リスク

外貨建の契約を円貨でご入金またはお受取の場合は、年金・死亡給付金等の支払時における為替相場により円貨に換算した年金・死亡給付金等の額が保険契約締結時における為替相場により円貨に換算した年金・死亡給付金等の額を下回ることや、お受取額が一時払保険料の円貨額を下回ることがあります。これらの為替リスクはご契約者または受取人に帰属します。

多彩な受取方法や、受取通貨の選択により、ライフプランにあわせた資産の活用が可能です。

年金の種類と受取方法

ライフプランに応じて、各ユニットごとに受取方法をお選びいただけます。

■円貨でのお受取りが可能

円建年金移行特約(年金保険用)の付加により、据置期間中の通貨にかかわらず円貨で受け取ることもできます。
※くわしくは下記の「円建年金への移行」をご覧ください。
※年金支払開始以後はお受取通貨を変更することができません。

■年金種類の変更が可能

年金開始日の前日までであれば、お申込時にご選択いただいた年金種類などを変更することができます。
※年金支払開始以後は年金種類などを変更することはできません。

■確定年金

〈年金支払期間:5年・10年・15年・20年・25年・30年・35年・40年から選択〉
●お選びいただいた一定期間、被保険者が生存されている限り、年金をお支払いします。
●年金支払期間中に被保険者がお亡くなりになられた場合は、未払年金の現価を一括してお支払いします。

■保証期間付終身年金

〈保証期間:5年・10年・15年・20年から選択〉
●被保険者が生存されている限り、年金をお支払いします。
●支払期間には保証期間があり、この期間中に被保険者がお亡くなりになられた場合は、保証期間中の未払年金の現価を一括してお支払いします。
●年金支払開始以後、保証期間中など、早期に被保険者がお亡くなりになられた場合の受取総額は、年金原資額を下回る傾向にあります。

円建年金への移行

円建年金移行特約(年金保険用)を付加することにより、据置期間中の通貨にかかわらず、円貨でお受取りいただけます。

■円建年金移行特約(年金保険用)を付加した場合の換算レート

	換算基準日	換算レート
年金	年金開始日の2営業日前。ただし、年金開始日の2営業日以後に、所定の書類がエイアイジー・スター生命の本店に到着した場合は、到着した日の翌営業日	エイアイジー・スター生命所定のレート(エイアイジー・スター生命が指標として指定する金融機関のTTBを下限)

継続受取人制度

年金受取人に万一のことがあった場合でも、年金の引継ぎが可能です。

年金支払開始以後に年金受取人がお亡くなりになられた場合、年金受取人の権利・義務を承継する方をご指定いただけます。

ご確認ください!

年金の種類と受取方法

- 年金額は当年年金保険の加入時点で定まるものではありません。将来お受取りになる年金額は年金開始日において適用される予定利率・予定死亡率等により計算されます。
- 実際の年金額は年金開始時にご提示いたしますので、再度ご確認ください。なお、受取方法は年金開始前であれば変更することも可能です。
- 保証期間付終身年金および保証期間付夫婦年金は、年金開始日における被保険者の年齢が満40歳以上(かつ保証期間付夫婦年金については夫婦の年齢差が±15歳以内)の場合のみお選びいただけます。
- 年金支払期間および保証期間の満了時における被保険者の年齢は満105歳を超えることはできません。

円建年金への移行

- 円建年金移行特約(年金保険用)は年金受取人からのお申し出により付加されます。
- 円建年金移行特約(年金保険用)は年金開始日以後は付加できません。

年金支払期間中の費用

年金支払開始以後、年1回、費用(年金額の1.0%)が差し引かれます。なお、年金証書等に記載される年金額はこの費用を反映した後の金額です。

据置期間の延長や年金開始日の繰延べなど、様々なお取扱いが可能です。

据置期間の延長

最長40年、満90歳まで、据置期間や運用通貨も自由にお選びいただけます。

■延長は何回でも可能

契約者のお申し出によりユニットごとに据置期間を延長することができます。据置期間中のお申し出により、延長は何回でも可能です。

■選べる延長期間

据置期間の延長の際には、積立利率保証期間を3年・5年・7年・10年の中からお選びいただけます。

※ただし、積立利率計算基準日(積立利率保証期間満了日の翌日)時点でのエイアイジー・スター生命が取り扱っている積立利率保証期間に限りです。

■選べる運用通貨

据置期間の延長の際には、運用通貨を3つの外貨(米ドル・ユーロ・豪ドル)と円貨からお選びいただけます。

■延長後も最低利率を保証

新たにお選びいただいた積立利率保証期間中は、積立利率計算基準日の積立利率により、一定の利率で運用されます。ご延長後の積立利率には、下記の最低保証があります。

積立利率保証期間	米ドル・ユーロ・豪ドル	円
3年・5年・7年・10年	年1.25%	年1.00%

ご確認ください!

- ご契約日から据置期間満了日までの期間が40年を超えるご延長、または据置期間満了日の被保険者の年齢が満90歳を超えるご延長はお取り扱いできません。
- 延長する据置期間はお選びいただく積立利率保証期間により定まります。
- 年金開始日を繰り延べされた場合は、ご延長はできません(年金開始日の繰延べについては10ページをご覧ください)。

- 据置期間を延長した後に解約される場合でも、市場価格調整が行われます。

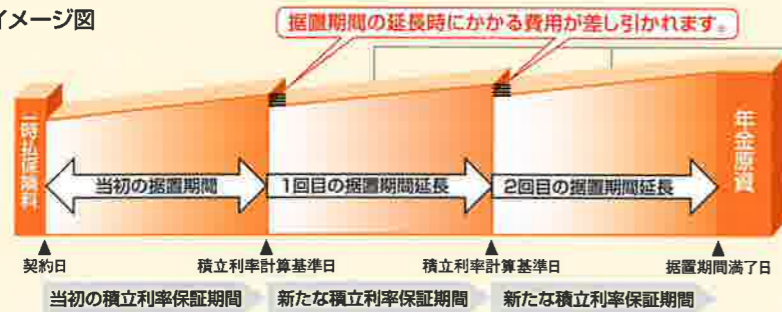
据置期間の延長にかかる費用

据置期間の延長の際には、延長時費用(下記の費用率で計算された金額)が差し引かれます。

据置期間	3年	5年	7年	10年
延長時費用率*	2.0%	3.0%	4.0%	4.5%

*積立金額に対する割合

■据置期間延長のイメージ図



据置期間を延長する際には、積立利率計算基準日(積立利率保証期間満了日の翌日)時点の積立利率が適用されます。

一部延長・一部年金・一部一括のお取扱い

積立金の分割により、据置期間延長、年金受取などを組み合わせた自在なお受取りが可能です。

- 一定の金額以上であれば、据置期間満了時に積立金を分割することで、以下のお取扱いが可能になります。

一部一括 + 一部延長

積立金の一部を一括にてお受取りのうえ、据置期間をご延長いただけます。「一括」部分の受取通貨は運用通貨または円貨から、「延長」部分の運用通貨は3つの外貨と円貨からお選びいただけます。

一部一括 + 一部年金

積立金の一部を一括にてお受取りのうえ、残りを年金にてお受取りいただけます。「一括」部分の受取通貨および「年金」部分の受取通貨は運用通貨または円貨から、お選びいただけます。

ご確認ください!

- 同一ユニット内での「一部年金」+「一部延長」はお取り扱いできません。
- 据置期間の延長部分、年金部分については、それぞれ積立金額が3,000米ドル/3,000ユーロ/3,000豪ドル/300,000円以上、かつ、年金額が1,000米ドル/1,000ユーロ/1,000豪ドル/100,000円以上である必要があります。
- ただし、据置期間の延長部分に自動引出特約を付加し、自動引出金を年12回(毎月)お受取りの場合の積立金額は、30,000米ドル/30,000ユーロ/30,000豪ドル/3,000,000円以上、年1回(毎年)お受取りの場合は、10,000米ドル/10,000ユーロ/10,000豪ドル/1,000,000円以上である必要があります(お受取回数にかかわらず、年金額が1,000米ドル/1,000ユーロ/1,000豪ドル/100,000円以上である必要があります)。
- 同一の被保険者で通算された年金額が3,000万円相当額(外貨建の場合は、年金開始日が属する年度の当社所定の通算為替レートで円に換算されます)を超える場合は、年金額を3,000万円相当額とし、それを超える部分の年金原資は一時金としてお支払いします。

年金開始日の繰延べ

据置期間中に限り、契約者のお申し出により年金開始日を最長3年繰り延べることができます。

■当初の繰延べ期間は3年

繰延べ期間は当初3年で設定されます。ただし、被保険者の年齢が満90歳となる年単位の契約応当日までの期間を限度とします。

■いつでも年金開始が可能

繰延べ期間中は、契約者のお申し出によりいつでも年金受取を開始することができます。

■ユニットごとに設定可能

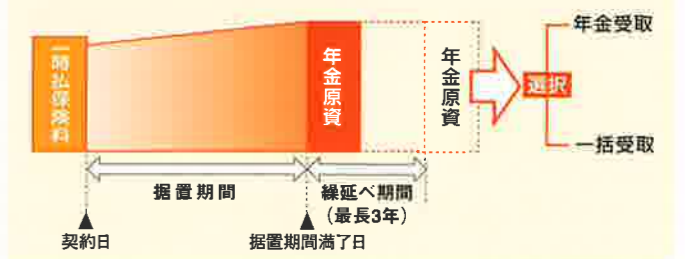
ユニットごとに年金開始日を繰り延べることができますので、据置期間満了日が同一のユニットであっても、異なる年金開始日を設定することができます。

■繰延べ期間中の最低保証利率

繰延べ期間中は繰延べ期間用にエイアイジー・スター生命が定める所定の利率により運用されます。

上記所定の利率には最低保証があり、外貨建(米ドル・ユーロ・豪ドル)の場合は年0.25%、円建の場合は年0.1%です。

■年金開始日の繰延べのイメージ図



ご確認ください!

- 繰延べ期間が3年経過した後は、再度年金開始日の繰延べはできません。
- 繰延べ期間中に被保険者がお亡くなりになられた場合は、死亡時の積立金額をお受け取りいただけます。

積立金移転

積立金の移転により、運用方法の変更やユニットの分割・上乗せなどオーダーメイドのご要望にお応えできます。

■全部または一部の移転が可能

積立金移転特約を付加することにより、積立利率計算基準日(積立利率保証期間満了日の翌日)に積立金の全部または一部を新しいユニットに移転することができます。なお、移転元のユニットの通貨は、移転先のユニットの通貨に交換されます。

■運用方法や期間の選択が可能

移転先のユニットでは、所定の通貨、積立利率保証期間、年金受取方法から自由にお選びいただけます。

※1つのユニットから2つ以上の新しいユニットに移転することもできます(移転後の合計のユニット数は、最大で10ユニットです)。

■他ユニットへの上乗せが可能

積立金の全部または一部を既存のユニットに上乗せして1つのユニットとすることができます。

※移転先のユニットは、移転元のユニットと積立利率保証期間および据置期間の満了日が同一である必要があります。

ご確認ください!

- 積立金を移転する場合は、据置期間の延長も同時に行っていただきます。なお、据置期間延長の際には、延長時費用が差し引かれます(くわしくは9ページ「据置期間の延長」をご覧ください)。
- 積立金移転の際に市場価格調整は行われません。ただし、据置期間の延長後に解約される場合、市場価格調整が行われます。
- 積立金を移転する場合には、移転した後の各ユニットについて、積立金額が3,000米ドル/3,000ユーロ/3,000豪ドル/300,000円以上、かつ、年金額が1,000米ドル/1,000ユーロ/1,000豪ドル/100,000円以上である必要があります。
- ただし、積立金の移転部分に自動引出特約を付加し、自動引出金を年12回(毎月)お受取りの場合の積立金額は、30,000米ドル/30,000ユーロ/30,000豪ドル/3,000,000円以上、年1回(毎年)お受取りの場合、10,000米ドル/10,000ユーロ/10,000豪ドル/1,000,000円以上である必要があります(お受取回数にかかわらず、年金額が1,000米ドル/1,000ユーロ/1,000豪ドル/100,000円以上である必要があります)。
- 積立金を移転する場合の移転単位は1セント/1ユーロセント/1豪セント/1円です。
- 積立金の移転時に適用する為替レートは、エイアイジー・スター生命が指標として指定する金融機関の移転元通貨の最初の公示TTB(対顧客直物電信買相場)と移転先の通貨の最初の公示TTS(対顧客直物電信売相場)によるクロスレートを下限とし、エイアイジー・スター生命が決定します。

万一の場合の保障機能

年金保険の特長を活かし、被保険者に万一のことがあった場合でも、年金や一時金で資産を残すことが可能です。

- 据置期間中および年金支払期間中(または保証期間中)に被保険者がお亡くなりになられた場合、死亡給付金・死亡一時金をご指定いただいた受取人に支払われます。また、「年金支払特約(年金保険用)」を付加すれば、一時金に代えて、年金としてお受け取りいただくことができます。
- 「円換算支払特約*」を付加することにより、死亡給付金・死亡一時金などを円貨でお受け取りいただけます。

*くわしくは12ページをご覧ください。

据置期間中の死亡時

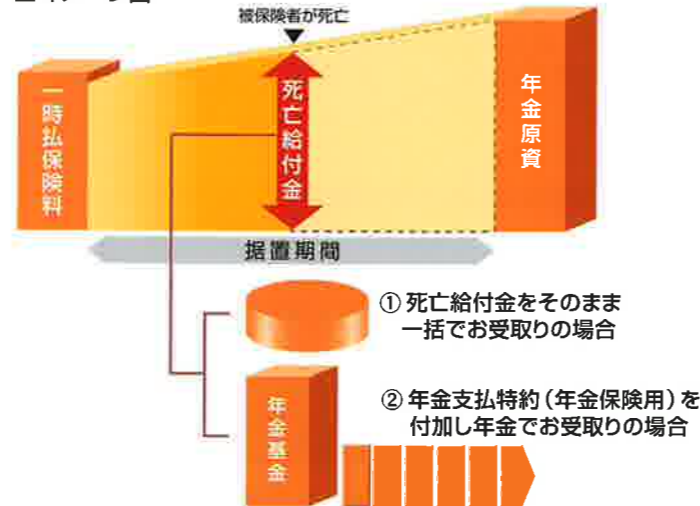
■死亡給付金

各ユニットごとに死亡時の積立金額、解約返戻金額または一時払保険料のうち、最も大きい金額を死亡給付金としてお支払いします(死亡給付金は、一時払保険料を下回ることはありません)。
 ※据置期間を延長した場合は死亡時の積立金額、解約返戻金額または積立利率計算基準日前日の積立金額のうち、最も大きい金額を死亡給付金としてお支払いします。

■年金支払特約(年金保険用)

据置期間中に被保険者がお亡くなりになられた場合、一括受取に代えて、死亡給付金を原資(年金基金)とした年金を、死亡給付金受取人がお受け取りいただけます。また、「円建で年金を支払う場合の特則」の適用により、円貨でのお受け取りも可能です。

■イメージ図



年金開始日以後の死亡時

■死亡一時金

確定年金の場合は未払年金の現価、保証期間付終身年金、保証期間付夫婦年金の場合は保証期間中の未払年金の現価を死亡一時金としてお支払いします。

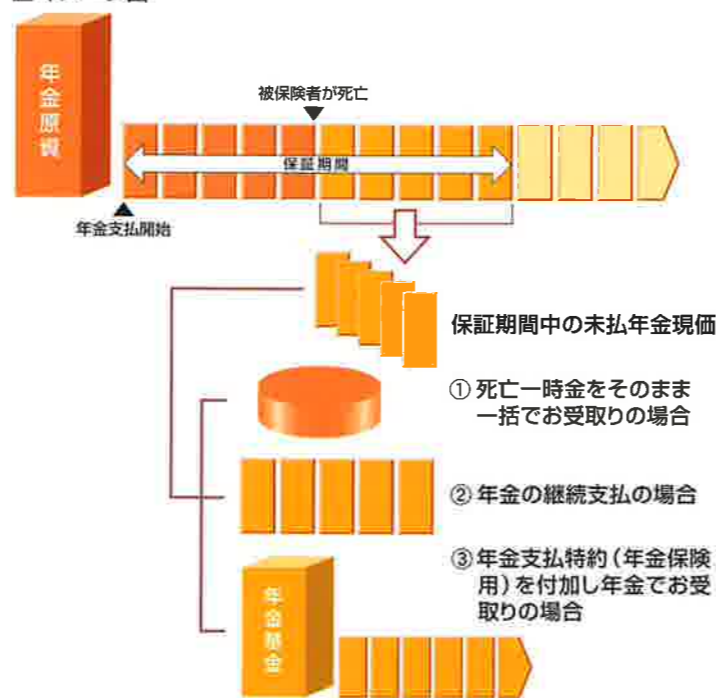
■年金の継続支払

年金支払期間中または保証期間中に被保険者が死亡し、死亡一時金が支払われる場合、残余支払期間中または残余保証期間中、継続して年金を受取ることも可能です。

■年金支払特約(年金保険用)

年金開始日以後に被保険者がお亡くなりになり、死亡一時金が支払われる場合、一括受取に代えて、死亡一時金を原資(年金基金)とした年金を、死亡一時金受取人がお受け取りいただけます。また、円貨でのお受け取りも可能です。

■イメージ図



ご確認ください!

〈年金支払特約(年金保険用)〉

- お選びいただける年金の種類と受取方法は、8ページの「年金の種類と受取方法」と同様です。
- 死亡給付金または死亡一時金のうち、一部を一括でお受け取り、残りを年金でお受け取りいただくことも可能です。

〈主契約部分〉

契約者	日本に居住する個人の方(米国籍または米国永住権をお持ちの方を除く)
被保険者*	契約年齢(満年齢)が0歳から87歳の方

*契約者と被保険者が異なる場合は、被保険者となる方の同意が必要です。

ご契約年齢の範囲

被保険者契約年齢範囲(満年齢)は契約時の据置期間により異なります。	据置期間	3年	5年	7年	10年
	契約年齢範囲	0~87歳	0~85歳	0~83歳	0~80歳

告知	職業告知のみ
年金受取人	契約者または被保険者(米国籍または米国永住権をお持ちの方を除く)
保険料払込方法	一時払のみ(エイアイジー・スター生命指定の金融機関への振込)
最低一時払保険料	自動引出特約を付加しない場合(据置タイプ) 10,000米ドル/10,000ユーロ/10,000豪ドル/1,000,000円 自動引出特約を付加する場合(自動引出タイプ) 自動引出金を年12回(毎月)お受け取りの場合、30,000米ドル/30,000ユーロ/30,000豪ドル/3,000,000円 自動引出金を年1回(毎年)お受け取りの場合、10,000米ドル/10,000ユーロ/10,000豪ドル/1,000,000円 ※一時払保険料は100米ドル/100ユーロ/100豪ドル/10,000円単位となります。 ※一通貨のみの選択も可能です。 ※「円換算入金特約」の付加、「保険料等円換算額を定める場合の特則」を適用した場合、一時払保険料は、保険料等円換算額を着金日の為替レートで外貨に換算して1万通貨単位(ただし、自動引出特約を付加し、自動引出金を年12回お受け取りの場合、3万通貨単位)以上となる必要があります。一時払保険料円換算額は1万通貨単位となります。なお、この場合、外貨建の一時払保険料は0.01通貨単位となります。
最高一時払保険料*(円換算)	500,000,000円 ※外貨建で一時払保険料を定める場合については、ご契約日が属する年度のエイアイジー・スター生命所定の通貨為替レートを用いて円換算した金額で通算します。
最低年金額	1,000米ドル/1,000ユーロ/1,000豪ドル/100,000円 ※この額に満たない年金種類は選択できません。
クーリング・オフ	無配当積立利率変動型一時払年金保険(05)(米ドル建・ユーロ建・豪ドル建・円建)「スリー スターズ ネオ」は、ご契約お申込みの撤回等(クーリング・オフ)をすることができます。 ※くわしくは、「ご契約のしおり・約款」をご確認ください。
据置期間	3年・5年・7年・10年 ※ただし、円建は10年のみのお取り扱いになります。

*同一の被保険者について、他のエイアイジー・スター生命の無配当積立利率変動型一時払年金保険(05)(米ドル建)(ユーロ建)(英ポンド建)(豪ドル建)(円建)契約があるときは、すべての一時払保険料円換算額(エイアイジー・スター生命所定の通貨為替レートを使用)を通算して5億円を超えることはできません。

ご契約時にかかる費用

ご契約時に一時払保険料から保険契約の締結に必要な費用(右記の費用率で計算された金額)が差し引かれます。

据置期間	3年	5年	7年	10年
費用率*	3.0%	4.0%	5.0%	5.5%

*一時払保険料に対する割合

死亡給付金	積立金額、解約返戻金額または一時払保険料*のうち大きい金額
-------	-------------------------------

*据置期間延長の場合は積立利率計算基準日前日の積立金額。

〈主な特約・制度〉

自動引出特約	自動引出特約を付加することにより、運用益(自動引出金)を定期的(毎月または年1回)に引き出すことが可能です(円貨での引出のみ)。据置期間満了時の年金原資額は一時払保険料相当額となります。自動引出の際には市場価格調整は行われません。
--------	---

自動引出特約にかかる費用

年齢・据置期間・通貨にかかわらず費用として積立利率から年0.09%の費用率が差し引かれます。このため特約を付加した場合の積立利率が最低保証利率を下回る場合があります。

円換算入金特約*	外貨建の保険料を、円貨に換算した金額でのお払込みが可能です。 〈換算基準日〉 払込日* 〈換算レート〉 エイアイジー・スター生命所定のレート *払込日は、エイアイジー・スター生命が一時払保険料等の着金を確認した日。(エイアイジー・スター生命が指標として指定する金融機関のTTSを上限)
保険料等円換算額を定める場合の特則	外貨建で運用する場合でも円貨でのお払込み金額を定めてご契約することが可能です。 *「円換算入金特約」を付加する場合、この特則も同時に適用されます。
円換算支払特約*	自動引出金、死亡給付金、解約返戻金などを円貨でお受け取りいただけます。換算レートは以下のとおりです。

*外貨の取扱いに必要な費用については7ページをご覧ください。

円貨でお受け取りの場合の換算レート(円換算支払特約用為替レート)

	換算基準日	換算レート
自動引出金	自動引出日の2営業日前。ただし、自動引出日の2営業日以後に、所定の書類がエイアイジー・スター生命の本店に到着した場合は、到着日の翌営業日	エイアイジー・スター生命所定のレート(エイアイジー・スター生命が指標として指定する金融機関のTTBを下限)
死亡給付金、死亡一時金、解約返戻金	所定の書類がエイアイジー・スター生命の本店に到着した日の翌営業日	

円建年金移行特約 (年金保険用)*	据置期間中の通貨にかかわらず、年金を円貨でお受取りいただけます。
-------------------	----------------------------------

*外貨の取扱いに必要となる費用については7ページをご覧ください。

円建年金移行特約(年金保険用)を付加した場合の換算レート

	換算基準日	換算レート
年金	年金開始日の2営業日前。ただし、年金開始日の2営業日以後に、所定の書類がエイアイジー・スター生命の本店に到着した場合は、到着した日の翌営業日	エイアイジー・スター生命所定のレート (エイアイジー・スター生命が指標として指定する金融機関のTTBを下限)

積立金移転特約	積立利率計算基準日に積立金を移転することができます。
据置期間の延長	最長40年かつ満90歳までの範囲内で据置期間の延長ができます。(延長時の積立利率保証期間は、3年・5年・7年・10年からお選びいただけます*)

*積立利率計算基準日にエイアイジー・スター生命が取り扱っている範囲内に限ります。

据置期間の延長時にかかる費用

ご延長前の据置期間満了時における積立金額から右記の費用(右記の費用率で計算された金額)が差し引かれます。

据置期間	3年	5年	7年	10年
延長時費用率*	2.0%	3.0%	4.0%	4.5%

*積立金額に対する割合

年金開始日の繰延べ	据置期間満了後、最長3年かつ満90歳までの範囲内で、年金開始日の繰延べを行うことができます。
年金支払特約(年金保険用)	死亡給付金、死亡一時金をご遺族などに年金としてお受取りいただけます。
継続受取人制度	年金受取人が死亡した場合の権利・義務を承継する方をご指定いただけます。
解約・減額*	据置期間中に市場価格調整を行ったうえで、解約・減額のお取扱いができます。

*減額後の積立金額は、3,000米ドル/3,000ユーロ/3,000豪ドル/300,000円以上である必要があります。ただし、自動引出特約を付加し、自動引出金を年12回(毎月)お受取りの場合の積立金額は、30,000米ドル/30,000ユーロ/30,000豪ドル/3,000,000円以上、年1回(毎年)お受取りの場合は、10,000米ドル/10,000ユーロ/10,000豪ドル/1,000,000円以上である必要があります(お受回数にかかわらず、金額が1,000米ドル/1,000ユーロ/1,000豪ドル/100,000円以上である必要があります)。

解約(減額)時にかかる費用

年金開始日以前に限り解約のお取扱いができます。解約時には積立金額から下記により算出した額を差し引いた金額が解約返戻金として支払われます(解約返戻金額が一時払保険料を下回ることもあります)。

$$\text{解約返戻金額} = \text{解約返戻金の計算日の積立金額} \times (1 - \text{市場価格調整率})$$

なお、解約返戻金は各ユニットそれぞれについて計算を行います。

市場価格調整率：経過期間や市場金利動向により±20%の範囲内で変動します。

※くわしくは7ページをご覧ください。

- 円換算支払特約を付加した場合は、エイアイジー・スター生命所定の円換算レートで円貨に換算されます。
- その際には、解約時における外国為替相場により受取円貨額が変動し、結果として一時払保険料円換算額を下回る場合がありますのでご注意ください。

<年金種類と受取方法>

年金の種類等*	確定年金(年金支払期間 5年・10年・15年・20年・25年・30年・35年・40年)
	保証期間付終身年金(保証期間 5年・10年・15年・20年)
	保証期間付夫婦年金(保証期間 5年・10年・15年・20年) ※ご契約時にはお選びいただくことはできません。

*保証期間付終身年金および保証期間付夫婦年金は、年金開始日の被保険者年齢が満40歳以上の場合のみ選択可能です。また保証期間付夫婦年金は、配偶者の年齢が被保険者の年齢の±15歳以内の場合にお選びいただけます。

*年金支払期間および保証期間の満了時における被保険者の年齢は満105歳を超えることはできません。

*年金額は当年年金の加入時点で定まるものではありません。将来お受取りになる年金額は年金開始日において適用される予定利率・予定死亡率等により計算されます。

年金支払期間中の費用

年金支払開始以後、年1回、費用(年金額の1.0%)が差し引かれます。

※下記のお取扱いは2011年1月現在のものであり、将来変更される可能性があります。くわしくは所轄税務署等にご確認ください。

■保険料払込時 ご契約いただいた年のみ、生命保険料控除の対象となります。

■解約時・一括受取時(円貨に換算して差益のある場合)

- 1.確定年金を選択し5年以内に解約した場合 解約差益の20%が源泉分離課税の対象となります。
- 2.確定年金を選択し5年以内に年金原資を一括受取した場合 発生した差益の20%が源泉分離課税の対象となります。
- 3.上記1・2以外の場合 解約差益をもとに計算された一時所得が、所得税・住民税の課税対象となります。

■死亡給付金受取時

契約者	被保険者	死亡給付金受取人	死亡給付金を受け取った場合の税金の種類	年金支払特約を付加し年金を受け取った場合の税金の種類
A	A	C	相続税	・相続税*1 ・毎年の年金について所得税(雑所得)+住民税*2
A	B	A	所得税(一時所得)+住民税	・毎年の年金について所得税(雑所得)+住民税
A	B	C	贈与税	・贈与税*1 ・毎年の年金について所得税(雑所得)+住民税*2

*1死亡時以前より年金支払特約(年金保険用)を付加していた場合は、相続税法で定める「定期金に関する権利の評価」での評価額が課税対象となります。*2死亡時以前より年金支払特約(年金保険用)を付加していた場合は、各年の年金を所得税の課税部分(雑所得)と非課税部分(相続税・贈与税の課税対象)に振り分け、課税部分の所得金額にのみ所得税(住民税)が課税されます。

■年金受取時

契約形態	課税時	税金の種類	
契約者と年金受取人が同じ場合	毎年の年金受取時	所得税(雑所得)+住民税	
	据置期間満了時の一括受取時【据置期間3年・5年】	確定年金	源泉分離課税(20%)*1
		保証期間付終身年金 保証期間付夫婦年金 *2	所得税(雑所得)+住民税
	据置期間満了時の一括受取時【据置期間7年・10年】	確定年金	所得税(一時所得)+住民税
		保証期間付終身年金 保証期間付夫婦年金 *2	所得税(雑所得)+住民税
	年金開始後の一括受取時	確定年金	所得税(一時所得)+住民税
保証期間付終身年金 保証期間付夫婦年金 *2		所得税(雑所得)+住民税	
契約者と年金受取人が異なる場合	年金の支払開始時	贈与税*3	
	毎年の年金受取時	所得税(雑所得)+住民税*4	

*1確定年金【据置期間5年】を選択して、年金開始日の繰延べ後に一括受取をした場合は、税金の種類は所得税(一時所得)+住民税となります。その他、請求時期等により、税法上の取扱いが異なる場合がありますので、くわしくは所轄税務署等にご確認ください。*2一括でお受け取りいただく場合、保証期間分の未払年金の現価をお支払いいたします。*3相続税法で定める「定期金に関する権利の評価」での評価額が課税対象となります。*4各年の年金を所得税の課税部分(雑所得)と非課税部分(贈与税の課税対象)に振り分け、課税部分の所得金額にのみ所得税(住民税)が課税されます。

■年金開始日以後の死亡時

1.被保険者が死亡した場合

年金支払期間中・保証期間中等の死亡により、死亡一時金または年金支払特約(年金保険用)を付加し、年金を受け取った場合、契約形態により、以下のように課税されます。

契約者	被保険者	年金受取人	死亡一時金の受取人	死亡一時金を受け取った場合の税金の種類	年金支払特約(年金保険用)を付加し、年金を受け取った場合の税金の種類
A	A	A	B	相続税	・相続税*1 ・毎年の年金について所得税(雑所得)+住民税*2
A	B	A	A	所得税(一時所得)+住民税	・毎年の年金について所得税(雑所得)+住民税

*1死亡時以前より年金支払特約(年金保険用)を付加していた場合は、相続税法で定める「定期金に関する権利の評価」での評価額が課税対象となります。*2死亡時以前より年金支払特約(年金保険用)を付加していた場合は、各年の年金を所得税の課税部分(雑所得)と非課税部分(相続税・贈与税の課税対象)に振り分け、課税部分の所得金額にのみ所得税(住民税)が課税されます。

2.被保険者ではない年金受取人が死亡した場合

新たに年金受取人となった方に対して、年金受取開始時点で相続税*が課税され、各年の年金については、死亡時以前より年金支払特約(年金保険用)を付加していた場合は、各年の年金を所得税の課税部分(雑所得)と非課税部分(相続税・贈与税の課税対象)に振り分け、課税部分の所得金額にのみ所得税(住民税)が課税されます。

*死亡時以前より年金支払特約(年金保険用)を付加していた場合は、相続税法で定める「定期金に関する権利の評価」での評価額が課税対象となります。

■自動引出時(自動引出特約を付加した場合)

所得税(雑所得)・住民税の対象となります(ただし、確定年金を選択し5年以内にお受取りの自動引出金については発生した差益の20%が源泉分離課税の対象となります)。※くわしくは、毎年1月頃に送付される「自動引出特約お引当額のお知らせ」にてご確認ください。

■外貨で授受を行った場合の評価について

当年年金保険は日本において契約される生命保険契約であることから、税法上のお取扱いについては円建の生命保険と同様となります。右記の基準により外貨を円貨に換算したうえで、従来の円建の生命保険契約と同等のお取扱いとなります。

※円換算支払特約を付加、または円建年金移行特約(年金保険用)を付加した場合、年金・解約返戻金および死亡給付金などはエイアイジー・スター生命所定の為替レートによる円換算額を基準とします。

※受取額は、円換算額で課税されますので、税引後の外貨建の受取額が一時払保険料を下回ることがあります。

科目	換算日	換算為替レート
保険料	保険料領収日	換算日最終のTTM(対顧客直物電信売相場中値)
年金	年金支払日	換算日最終のTTM(対顧客直物電信売相場中値)
死亡給付金 死亡一時金	支払事由の発生日	換算日最終のTTB(対顧客直物電信買相場)*1
解約返戻金	解約効力発生日	換算日最終のTTM(対顧客直物電信売相場中値)*2

*1所得税の対象となる場合の換算為替レートはTTM(対顧客直物電信売相場中値)となります。*2源泉分離課税の対象となる場合の換算為替レートはTTB(対顧客直物電信買相場)となります。